

東浦町自主防災会活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主防災組織に対し災害時救助活動等を行うために必要な資機材の整備に係る費用等を補助することにより、自主防災組織の自立を図ることを目的とする東浦町自主防災会活動補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 この要綱により補助を受けることができる団体は、東浦町自主防災組織設置要綱に基づき設置された自主防災組織（以下「組織」という。）とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、組織が実施する別表に掲げる対象経費の額以内において、予算の範囲内で町長が定める額とし、1組織につき、5万円に補助金を申請する年度の4月1日現在の組織を構成する世帯数に75円を乗じて得た額を合算した額を上限額とする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が必要であると認めた場合は、上限額を超えて町長が認めた額を支給することができる。

(交付申請)

第4条 補助金を受けようとする組織の自主防災会長（以下「自主防災会長」という。）は、東浦町自主防災会活動補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他町長が必要と認める書類

(変更申請)

第5条 自主防災会長は、前条の申請内容に変更が生じたときは、速やかに東浦町自主防災会活動補助変更承認申請書（様式第2）に変更の内容が分かる書類を添えて、町長に提出するものとする。

(交付決定及び通知)

第6条 町長は、前2条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、東浦町自主防災会活動補助金交付決定（変更）通知書（様式第3）により補助金の交付を決定し、その旨を自主防災会長に通知するものとする。

(中止の届出)

第7条 自主防災会長は、前条の規定による交付の決定後に当該交付決定に係る事業を中止したときは、速やかに東浦町自主防災会活動補助事業中止届出書（様式第4）を町長に提出するものとする。

(取消決定及び通知)

第8条 町長は、前条の規定による届出があった場合又は第14条各号のいずれかに該当する場合は、速やかに東浦町自主防災会活動補助取消決定通知書（様式第5）により補助金の全部又は一部の取消を決定し、その旨を自主防災会長に通知するものとする。

(前払い)

第9条 町長は、第6条の規定により補助金の決定通知を受けた自主防災会長に対し、必要があると認められるときは、交付決定額の全部又は一部を前払いすることができる。

2 自主防災会長は、前項の規定により補助金の前払いを受けようとするときは、東浦町自主防災会活動補助金前払交付請求書（様式第6）を町長に提出するものとする。

3 町長は、前項の規定による請求があった場合は、自主防災会長に補助金を支払うものとする。

(実績報告)

第10条 自主防災会長は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は当該事業が完了した日の属する年度の2月末日のいずれか早い期日までに、東浦町自主防災会活動実績報告書（様式第7）に実績の内容が分かる書類を添えて、町長に提出するものとする。

(補助金の額の確定及び通知)

第11条 町長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、東浦町自主防災会活動補助金の額の確定について（様式第8）により、速やかに補助金の額を確定し、自主防災会長に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第12条 自主防災会長は、補助金の支払いを受けようとするときは、東浦町自主防災会活動補助金交付請求書（様式第9）を町長に提出するものとする。ただし、第9条の規定により前払いで補助金の交付を受けている時は、既に交付を受けている補助金の額を差し引いて請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があった場合は、自主防災会長に補助金を支払うものとする。

(補助金の精算)

第13条 自主防災会長は、第9条の規定により前払いで補助金の交付を受けている場合で、実績報告の金額が前払い金額に満たないときは、差額を町長に返還するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第14条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段で補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他町長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。
- (その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第14条の規定は、同日以後も、なお効力を有する。

附 則

この要綱は、令和4年5月30日から施行する。

別表（第3条関係）

対象経費	補助対象となるもの
災害時救助活動等を行うために必要な資機材の購入、修繕等の整備に係る経費	リヤカー、担架、車椅子、誘導ライト、ロープ、チェーンソー、エンジンカッター、可搬式ウインチ、ジャッキ、発電機、投光器、ヘルメット、防災用腕章、ベスト、スコップ、バール、ハンマー、のこぎり、万能オノ、かけや、ツルハシ、はしご、ライト、トランシーバー、とび口、土のう袋、携帯拡声器、くい、防水シート、救命ボート、救急医療セット、油圧式救助器具その他救助活動に必要な資機材の購入、修繕等の整備
防災訓練の実施、防災研修会等の開催等組織を運営するのに要する経費	（1）防災訓練の実施 参加者の飲料物（アルコール類を除く。）、炊き出し訓練食材、ガスボンベ等の消耗品費等 （2）防災研修会等の開催 事務用品等の消耗品費、チラシ作成等の印刷費、研修視察費等 （3）その他 講師謝礼（町の基準に準じて支払うものとし、町から報償金等を支払っているものを除く。）、防災関連の啓発品等の消耗品費、防災に関する資格取得費（1人につき、当該資格取得費の1／2を補助し、上限額を2万円とする。）、トランシーバー等免許申請代等
補助対象とならないもの	
飲料物のうちアルコール類に係る費用、飲食店等で会議をした場合の食事に係る費用、会議等の参加者の食事に係る費用（炊き出し訓練等で食事を作る際の食材費を除く。）、避難所で必要な資機材その他の補助対象にすることが適当でないと町長が認めるもの	

様式第 1 （第 4 条関係）

東浦町自主防災会活動補助金交付申請書

年 月 日 東浦町長 自主防災会名 代表者氏名 連絡先電話 年度において、次の事業を実施するため東浦町自主防災会活動補助金の交付を受けたく申請します。 申請金額 金 円	
自 主 防 災 会 名	
実 施 事 業 名	
事 業 計 画	
事 業 の 目 的	

成 果 目 標 (数 値 目 標)	
------------------------	--

(収支予算書)

(単位：円)

費目（収入）	予 算 額	積 算 の 基 礎	うち補助事業等の財源	積 算 の 基 礎
計				
費目（歳出）	予 算 額	積 算 の 基 礎	うち補助事業等の経費	積 算 の 基 礎
計				

※ この様式により難しいときは、これに代わるものを用いることができる。

様式第 2（第 5 条関係）

東浦町自主防災会活動補助変更承認申請書

年 月 日

東浦町長

自主防災会名

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった東浦町自主防災会活動に係る事業の計画（補助事業者等）を下記により変更したいので、東浦町自主防災会活動補助金交付要綱の規定により、承認していただきたく申請します。

記

補助事業等の変更

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 変更の効果及び影響
- 4 変更の年月日

年 月 日

様式第3（第6条関係）

東浦町自主防災会活動補助金交付決定（変更）通知書

		第	号
		年	月 日
自主防災会名			
代表者氏名		様	
		東浦町長	印
年 月 日付けで申請のありました補助金の交付について、下記のとおり決定（変更）したので、東浦町自主防災会活動補助金交付要綱の規定により通知します。			
交付の目的 （変更の場合）変更の理由			
(交付、変更)金額		円	
条 件			

様式第4（第7条関係）

東浦町自主防災会活動補助事業中止届出書

年 月 日

東浦町長

自主防災会名

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった東浦町自主防災会活動に係る事業の計画（補助事業者等）を下記により中止したので、東浦町自主防災会活動補助金交付要綱の規定により届け出ます。

記

補助事業等の中止

- 1 中止の理由
- 2 中止の年月日

年 月 日

様式第 5 （第 8 条関係）

東浦町自主防災会活動補助取消通知書

		第	号
		年	月 日
自主防災会名			
代表者氏名		様	
		東浦町長	印
年 月 日付けで申請のありました補助金の交付について、下記のとおり取り消したので、東浦町自主防災会活動補助金交付要綱の規定により通知します。			
取消の理由			
取消金額		円	

様式第 6 （第 9 条関係）

東浦町自主防災会活動補助金前払交付請求書

年 月 日

東浦町長

自主防災会名

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた補助金について、下記のとおり前払いを請求します。

記

交 付 金 額	金 円		
金 融 機 関	支店名	分類	口座番号
銀行・金庫・信組 信連・農協・漁協	本 店 支 店 出張所	普通 当座 貯蓄	
(フリガナ)			
口座名義			

様式第 7 （第 10 条関係）

東浦町自主防災会活動実績報告書

年 月 日 東浦町長 自主防災会名 代表者氏名 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた補助事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。	
自主防災会名	
実施事業名	
事業の目的	
事業の成果	
成果目標 （数値目標） 達成の状況	

(決算報告)

(単位:円)

費目（収入）	予算額	決算額	うち補助事業等の状況			
			事業名	予算額	決算額	決算額の詳細
計						
費目（歳出）	予算額	決算額	うち補助事業等の状況			
			事業名	予算額	決算額	決算額の詳細
計						
差引残高						

(補助事業等実績報告)

実 施 年 ・ 月		事 業 名	事業内容（会合内容、参加人員、実施 目的、効果を記入）

※ この様式により難しいときは、これに代わるものを用いることができる。

様式第 8 (第 11 条関係)

東浦町自主防災会活動補助金の額の確定について

	第	号
	年	月 日
自主防災会名		
代表者氏名		
様		
東浦町長		
印		
年 月 日付けで報告のありました東浦町自主防災会活動補助金交付について、交付決定の内容及びその条件に適合していますので、東浦町自主防災会活動補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり額を確定します。		
記		
補助金確定額		
金 円		

様式第 9 （第12条関係）

東浦町自主防災会活動補助金交付請求書

年 月 日

東浦町長

自主防災会名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた補助金について、下記のとおり請求します。

記

交 付 金 額	金 円						
金 融 機 関	支店名	分類	口座番号				
銀行・金庫・信組 信連・農協・漁協	本 店 支 店 出張所	普通 当座 貯蓄					
(フリガナ)							
口座名義							